

〈令和8年度募集〉

# 大阪市地域型保育事業 設置・運営事業者募集要項

令和9年4月開設

## 【補助金交付対象事業】

- ・小規模保育事業所A・B型（創設）

## 【補助金交付対象外事業】

- ・小規模保育事業所C型
- ・家庭的保育事業所（入所枠：5人以下）

令和7年12月（令和8年6月一部更新）

大阪市こども青少年局  
幼保施策部幼保企画課

## ＜募集区分変更等にかかる注意事項＞

### ＜変更点1＞

#### 募集区分の変更について

令和8年度募集より、地域型保育事業等の募集区分を以下のとおり変更します。

そのため、既に大阪市内にある認可保育所、認定こども園の分園設置、増築、幼稚園の認定こども園への移行等については、本要綱の募集区分では応募できません。（以下「既に大阪市内にある認可保育所、認定こども園、幼稚園」を総称して、「既存施設」という）

既存施設の定員増加、認定こども園移行にかかる募集については、別途案内しますのでそちらをご確認ください。

#### 昨年度までの募集区分イメージ

			募集区分（大分類）		
			6人以上	30人以上 50人以上	認定こども園 移行
新設	認可保育所	創設	—	○	—
	地域型保育事業	創設	○	—	—
既存施設	認可保育所	増築	○	○	—
		分園設置	○	○	—
		認定こども園移行	○	○	○
	認定こども園	増築	○	○	—
		分園設置	○	○	—
	幼稚園	認定こども園移行	○	○	○



既存施設については本募集要項でなく、別途案内する区分で応募してください

#### 今年度からの募集区分

			地域型 保育事業	認可保育所
新設	認可保育所	創設	—	○
	地域型保育事業	創設	○	—

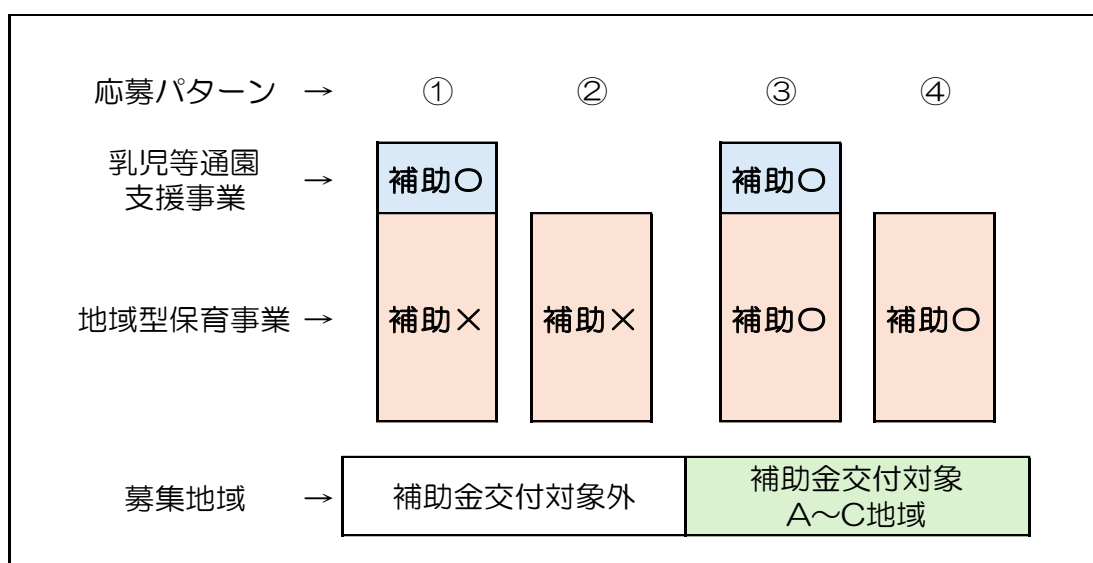
本募集要項は、「地域型保育事業の創設」が対象です

<変更点2>

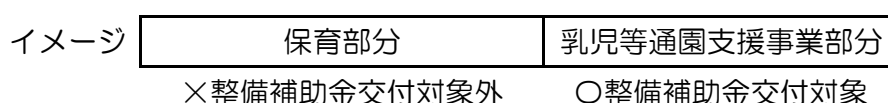
【任意】大阪市乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）の実施事業者募集について

- 令和8年度募集より、地域型保育事業の創設にあわせ、乳児等通園支援事業を同時に実施する事業者も募集します。
- なお、乳児等通園支援事業の実施は任意であり、実施の有無により、地域型保育事業の設置・運営予定者の選定にかかる審査会等において、有利・不利になることはありません。
- 乳児等通園支援事業については、募集地域の区分にかかわらず、全地域が整備補助の対象となります。（補助金を使用しない自主整備での応募も可能）
- 既存の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園等が乳児等通園支援事業を実施する場合、またそれ以外の事業者が乳児等通園支援事業のみを実施する場合には、本募集要項とは別に募集します。

例）小規模保育事業所A・B型の募集地域と整備補助金の関係イメージ



「小規模保育事業所C型・家庭的保育事業所（入所枠5人以下）」については、保育部分については、補助金交付対象外ですが、乳児等通園支援事業部分については、地域を問わず整備補助金交付対象となります。



# 目 次

1	募集の趣旨	4
2	応募にあたっての注意事項	4
3	募集区（地域）、応募条件、事業類型・定員等	5
4	応募資格	8
5	失格事項	9
6	設置・運営の条件	10
7	整備にかかる補助金	15
8	応募手続き	20
9	設置・運営予定者の選定	24
10	応募費用	28
11	設置・運営予定者選定までのスケジュール	28
12	設置・運営予定者の選定結果	29
13	設置・運営予定者決定後の手続き	29
14	その他	29

## 1 募集の趣旨

大阪市では、増加する多様な地域の保育ニーズに対応するため、認可保育所や認定こども園の整備、地域型保育事業の設置や、既存保育施設の活用として期間限定保育の実施など、あらゆる手法により入所枠の拡充を図っています。

今回の募集では、施設整備補助金による、募集地域に新たな小規模保育事業所A・B型を開設し、運営していただく事業者を募集します。

なお、施設整備補助金の交付を受けず、事業者の負担のみで行う施設整備（以下、「自主財源による整備」という。）による応募も可能です。また、自主財源による整備により小規模保育事業所C型及び家庭的保育事業所を設置・運営していただく事業者についても募集します。

あわせて、地域型保育事業の開設と同時に、乳児等通園支援事業を実施していただける事業者も募集します。

### 乳児等通園支援事業

全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援するため、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる事業です。

## 2 応募にあたっての注意事項

(1) 募集要項の内容は、令和8年度事業であり、当該年度の予算案が大阪市会で議決された場合に執行が可能となります。そのため、状況によって募集の中止や、募集要項の内容が変更となる可能性があります。また、スケジュールに関しても現時点での予定となりますので、本市ホームページや問合せ等により、状況を常に確認するようにしてください。

(2) 本要項の定義などは、本市の解釈によるものとします。

(3) 同一物件で複数の募集区分に対して応募することはできません。

例) 同じ土地で、本募集要項（地域型保育事業の創設）による募集と「令和8年度大阪  
市認可保育所の創設）」による募集の両方に応募するケース

(4) 補助金交付対象地域であっても、自主財源による整備での応募も可能です。

自主財源による整備については、整備費用に関して、すべての資金をご用意していただく必要があります。

ただし、小規模保育事業所A・B型の創設、小規模保育事業所C型及び家庭的保育事業所の創設として認可・確認を受けた場合、運営開始後には本市より給付費が支給されます。

(5) 自主財源による整備での応募について、各地域における募集数に上限はありません。

応募いただきました事業計画について書類審査及びヒアリングにより適格性審査を行い整備の可否を決定します。

- (6) ご不明な点やご質問がありましたら、お電話等でお問い合わせください。質疑内容が共有すべき内容であれば必要に応じて大阪市ホームページ上で回答します。なお、個別案件の内容につきましては、応募相談をご利用ください。

### 3 募集区（地域）、応募条件、事業類型・定員等

#### (1) 開設時期等

##### ア 小規模保育事業・家庭的保育事業

令和9年3月末までに施設整備を完了し、大阪市の認可及び確認を受けて、令和9年4月1日までに運営を開始してください。

なお、開設にあたっては、保育ニーズや保育提供終了後の連携先等も含めて事業計画を策定したうえで応募するようにしてください。

また、安定的な事業の継続性の観点から、①建物を賃貸借して改装する場合は建物賃貸借契約を10年以上（改修期間を除く）にする、②土地を借りて施設を建築する場合は、土地の賃貸借期間を建物の耐用年数期間以上（建築期間を除く）にする、③賃借料が地域の水準に照らして適正な額であることなど長期の経営を目指してください。

##### イ 乳児等通園支援事業

地域型保育事業の開設日に準じます。やむを得ない理由により、開設日からの開始が困難な場合は、遅くとも開設2か月以内の開始を目途に個別に協議のうえ決定します。

#### (2) 募集地域・募集施設数

大阪市内全域で募集します。地域型保育事業の補助金整備の対象となる地域・募集施設数については、応募期間ごと（P20「8 応募手続き」参照）に公表します。

なお、乳児等通園支援事業については、市内全域が施設整備補助金の対象となります。

※ 応募期間により募集地域が変更になる可能性があります。

#### (3) 選定における併用選択制

補助金整備の募集において、設置・運営予定者としての適格性はあるが、事業者の競合により選定されなかった場合に、補助金の交付を受けず、自主財源による整備での開設を認めます（以下「併用選択制」といいます。）。

その場合、補助金の交付を受ける場合と、自主財源による施設整備を行う場合、両方の資金計画の提出が必要ですが、資金計画以外の計画内容を変えることはできません。

また、上記を除き、同一物件において、異なる計画での応募を行うことはできません。

(4) 事業類型・定員による募集区分

本募集要項の対象は、地域型保育事業の設置・運営事業者の募集です。認可保育所の設置・運営事業者については、別途募集しています。

募集要項	増加定員	事業類型等
地域型保育事業 【本募集要項】	5人以下	【自主整備（補助金なし）】 ・家庭的保育事業所
	6～19人	【補助対象】 ・小規模保育事業所 A・B型 19人以下 【自主整備（補助金なし）】 ・小規模保育事業所 C型 10人以下
認可保育所	30人以上	北区・中央区・福島区
	50人以上	上記以外の21区

事業類型ごとの種別と定員の要件については、次のとおりです。

【補助金による整備事業】

事業類型ごとの種別	定員の要件
小規模保育事業所A型 又はB型の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0～2歳児定員 6人～19人</li> <li>・0歳児 1人以上</li> <li>・年齢構成 0歳児≤1歳児≤2歳児</li> </ul>

※「募集定員」は、全て新規の入所枠として確保することとし、創設に伴い、別に運営する市内の既存保育施設等を廃止する計画がある場合は、創設による増員分に、廃止する当該保育施設等の入所枠分を加えた定員計画で応募すること。

【自主財源による整備事業】

事業類型ごとの種別	定員の要件
小規模保育事業所A型 小規模保育事業所B型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0～2歳児 6～19人</li> <li>・0歳児 1人以上</li> <li>・年齢構成 0歳児≤1歳児≤2歳児</li> </ul>
小規模保育事業所C型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0～2歳児 6～10人</li> <li>・0歳児 1人以上</li> <li>・年齢構成 0歳児≤1歳児≤2歳児</li> </ul>
家庭的保育事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0～2歳児 5人以下</li> <li>・年齢構成 0歳児≤1歳児≤2歳児</li> </ul>

(5) 既存施設（幼稚園、認定こども園、認可保育所）に付属させる小規模保育事業所等の定員設定【自主財源による整備のみ】

大阪市内にある既設の幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園、認可保育所、又は保育所型認定こども園（以下「既存施設」という。）の設置法人が、自主財源により小規模保育事業所又は家庭的保育事業所を設置し、当該既存施設（以下「中心施設」という。）に付属させる場合は、次の条件を満たすことを条件に、0歳・1歳児の受入れを必須としないこととします。

- 中心施設が応募にかかる事業所の連携施設となること。
- 応募にかかる事業所の利用児童について、対象年齢終了後、引き続き中心施設にて教育・保育を提供すること。そのため、応募にかかる事業所と中心施設の合算定員の年齢構成が次のとおりとなるようにすること。

★年齢構成 1歳≤2歳<3歳≤4歳≤5歳児

- 応募にかかる事業所において、中心施設の教育課程・全体的な計画と連続性のある全体的な計画により保育が行われること。
- 応募にかかる事業所と中心施設との距離は、通常の交通手段により30分以内の距離を目安とする。

※ 認定こども園又は認可保育所と同一の敷地内に小規模保育事業所又は家庭的保育事業所を設置することはできません。

※ 幼稚園の園舎の一部又は敷地内に小規模保育事業所等を設置する場合は、幼稚園と小規模保育事業所等とを区分する必要があります。

また、幼稚園の園舎及び敷地を小規模保育事業所等に使用することの可否について、認可庁である大阪府と協議してください。

(6) 応募の条件

補助金による整備事業の場合、同一事業者が複数の募集番号に同時に応募することは可能ですが、1つの募集番号に対しては1件のみ応募が可能です。

ただし、1つの募集番号で2か所募集している地域については、1つの募集番号で2か所の応募が可能です。なお、同一事業者による同一物件での重複応募はできません。

自主財源による整備事業について応募数に上限はありません。

なお、応募案件が選定された場合は、すべて事業化してください。

#### 4 応募資格

実施主体は問いませんが、以下をご確認ください（本募集において新たに社会福祉法人を設立して応募することはできません）。法人で応募する場合は、**各応募期間の応募受付開始月の1日時点**において法人が設立されている必要があります。

(1) 次の児童福祉法（以下「法」）の規程をみたすこと

「社会福祉法人と学校法人」「それ以外」で規程が異なります。

	社会福祉法人 学校法人	左以外
法 34 条の 15 第 3 項		
1 号 経済的基礎があること	—	○
2 号 社会的信望があること	—	○
3 号 幹部職員の知識・経験があること	—	○
4 号 欠格事項に該当しないこと	○	○

【参考】法 34 条の 15 第 3 項の概要

第 1 号	次の（ア）（イ）のいずれも満たす経済的基礎があること。 （ア）応募者が事業を行っている場合は、応募者の全体の財務内容について、直近の会計年度に3年以上連続して損失を計上していないこと。 （イ） <b>各応募期間の応募受付開始月の 1 日時点</b> において、本事業の年間事業費の6分の1以上に相当する資金を普通預金等により有していること
第 2 号	応募者（応募者が法人にあっては、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者とする）が社会的信望を有すること
第 3 号	実務を担当する幹部職員の知識・経験があることとは、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当するか、又は（ウ）に該当すること。 （ア）実務を担当する幹部職員（施設長）が、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。 （イ）社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員（施設長）を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。 （ウ）経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員（施設長）を含むこと。
第 4 号	次のいずれにも該当しないこと（一部のみ抜粋して記載） （ア）申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき （イ）申請者が、認可を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過しない者 （ウ）申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき など

(2) 暴力団等にかかる次のア、イの両条件をみたすこと

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在する団体に該当していないこと

イ 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または大阪市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当する役員がないこと

## 5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、審査を行うことなく申請者を失格とする。また、選定後に該当した場合又は該当していることが判明した場合は、選定を取り消すことがある。

- (1) 選定会議の委員に直接・間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合
- (2) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 提出書類に重大な不備や虚偽の記載があった場合
- (4) 提出期間内に必要な提出書類が提出されなかった場合
- (5) この要項及び補助要綱等に違反又は著しく逸脱した場合
- (6) その他不正行為があった場合

## 6 設置・運営の条件

### (1) 地域型保育事業設置にかかる条件

ア 「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大阪市条例第 101 号）」、「大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大阪市条例第 99 号）」及びその他の関係法令に適合した事業所であること。

※ 令和 8 年 12 月 25 日から施行予定のこども性暴力防止法で義務付けられている取組も実施すること。

下記のこども家庭庁ホームページも併せてご確認ください。

「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

イ 現在認可を受けていない施設・事業所から給食搬入を受ける事業計画で応募することはできません。ただし、企業主導型保育事業所（子ども・子育て支援法第 7 条第 10 項第 4 号ハに規定するものをいう。）からの給食搬入については、応募可能な場合があります。詳細については、あらかじめご相談ください。

ウ 設置する事業所については、次の A～D の要件をすべて満たしていること。

A 原則として土地・建物の登記等が適切に行われていること。

B 安定的な運営が可能であること。P5「3 募集区（地域）、応募条件、事業類型・定員等（1）開設時期等」を参照のこと。

C 建築基準法による確認済証及び検査済証（[台帳記載事項証明](#)）の交付を受けており、建築基準法及び関係法令・通知などに則った手続き（用途変更等）を行うことができること。

D [現行法上の耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと](#)。

エ 建物の要件

建築基準法による建築確認通知日が昭和 56 年 6 月 1 日以降で同法による検査済証のある建物が基本要件になりますが、この要件を満たさない場合は以下の要件及び次ページの表を参考にしてください。

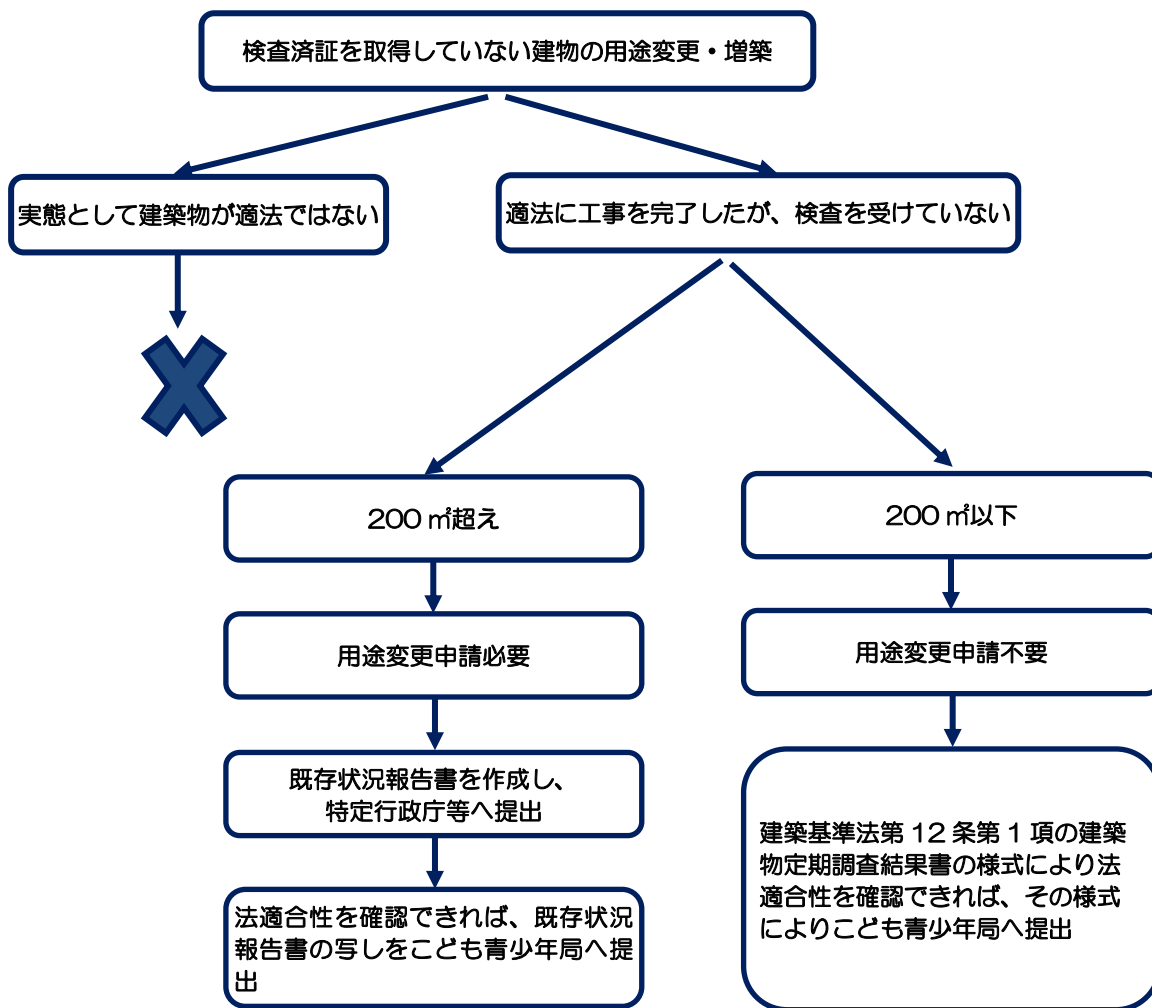
検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、現行の耐震基準を満たしている旨の報告書等が必要になるとともに、次の A～C のいずれかを提出する必要があります。ただし、こども青少年局より特定行政庁等に問い合わせをし、不適格の場合は事業者選定の対象から除外となることがあります。

A 国土交通省の示す「既存建築物の現況調査ガイドライン」に基づき、指定検査機関等にて法適合状況調査を行い、その状況を示す書類を提出すること。

B 用途変更申請が必要な場合は、特定行政庁等と協議を済ませた既存状況報告等の写しを提出すること。

C 用途変更申請が不要な場合は、建築基準法第 12 条第 1 項に基づく建築物定期調査結果書の写しを提出すること。

**※ 応募する物件について、関係法令・通知などを遵守できることを予め確認する必要があります。**



【参考：「6 設置・運営の条件 (1)工 建物の要件」】

検査済証の有無	建築確認通知日	必要提出書類	備考
有 (紛失した場合を含む)	昭和56年6月1日以降	検査済証の写し	★建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項による検査済証 ★検査済証を紛失した場合は <a href="#">台帳記載事項証明</a> が必要
	昭和56年5月31日以前	検査済証の写し及び耐震診断結果等新耐震基準での耐震性が証明できるもの	
無 (完了検査を受けていない)	★通知日は問わない	① 建築基準法適合状況調査による調査書	★耐震診断結果等新耐震基準での耐震性が証明できるもの及び①～③のいずれかが必要。 ★特定行政庁へ照会し、場合によっては不適格になることがあります。
		② 200㎡超の用途変更は既存状況報告書(写)	
		③ 建築基準法第12条第1項に基づく建築物定期調査結果書	

(2) 運営にかかる条件等

※ 詳細は「[地域型保育事業所 開設・運営の手引き](#)」を必ず参照してください。

ア 開所日

日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く毎日

イ 開所時間

乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を踏まえ、1日 11 時間以上とし、8:30～16:30 を含むこと。

ウ 受入対象

保育認定を受けた乳幼児のうち、生後6か月以上満3歳となる年度の末日までの子ども

エ 保育内容

入所児童の健全な育成に最適な保育環境を確保するとともに、国が定める「保育所保育指針」に準じ、その他関係法令に基づいて保育を実施すること。

オ 連携施設の確保について

事業者は、次の(ア)～(ウ)に該当する連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を確保する必要があります。

(ア) 利用乳幼児に対する集団保育体験の機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者等に対する相談、助言その他の保育内容に関する支援を行うこと。

(イ) 地域型保育事業所の保育士等が急病等の場合、必要に応じて代替の保育を提供すること。

(ウ) 地域型保育事業所を利用する乳幼児が3歳に達した後、引き続いて保育の提供を行うこと。

※ 令和 11 年度末までは、連携施設の確保について猶予される経過措置期間となっていますが、連携施設の確保に努めてください。

(3) 乳児等通園支援事業の事業内容等について

ア 利用対象者

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていない0歳6か月～満3歳未満の未就園児。ただし、企業主導型保育事業所を除く認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満の園児は対象とする。

イ 受け入れ児童

次のいずれかとする。なお、歳児は当該年度の4月1日時点を基準とする。

(ア) 0歳児、1歳児及び2歳児

(イ) 1歳児及び2歳児

(ウ) 2歳児のみ

※ ただし、近接する事業所において、進級に伴う連携ができ、利用者が進級後も本制度を継続的に利用できる場合はこの限りではない。

ウ 事業内容

利用者に対し、月10時間以内の定期的又は定期的でない柔軟な預かりを行う。

実施方法については一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立）のいずれかで実施することとし、余裕活用型については対象としない。

※ 同年齢保育または異年齢保育は問わない。

※ 一般形（独立施設）については地域型保育事業創設との同時募集の対象外とする。

エ 実施日

事業者において決定する。

なお、変更する際は認可変更手続きが必要となる場合があるため、実施日はそれを考慮して決定すること。ただし、毎月延べ50時間以上の、受け入れ枠を確保すること。

オ 利用料

こども一人1時間あたり300円

(ア) 利用料は、実施施設が利用対象者（保護者）から直接徴収する。徴収した利用料は、当該事業の歳入として適正な会計処理を行い、事業経費の一部に充てることができる。

ただし、給食費、おやつ代、おむつ代等個々の利用対象者（保護者）にかかる実費については、別途利用対象者（保護者）から徴収することができる。

(注) 利用対象者（保護者）の都合により利用日当日を含めキャンセルした場合の利用料は施設の裁量により徴収することも可能とするが、その場合は、利用対象者（保護者）に対してその根拠、金額、キャンセル料の発生日時等について利用開始前に説明するものとし、当日の支払い予定額を超えて請求してはならないものとする。

(イ) 生活保護法による被保護世帯の利用対象者（保護者）については、利用料を全額減免する。（ただし、減免相当額については本市補助金に加算する。）

(ウ) 市町村民税非課税世帯の利用対象者（保護者）については、利用料をこども一人1時間あたり240円減免する。（ただし、減免相当額については本市補助金に加算する。）

※ 上記内容は、令和8年度以降、国における事業内容の検討結果等に伴い変更になる可能性がある。

#### カ 総合支援システムの利用

利用申込受付や利用時間の記録等は、国が開発した総合支援システムの利用が必須となる。システムの利用方法など詳細は、選定後に情報提供する。

#### キ 実施要件

##### (ア) 設備運営基準

「大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」のとおり。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/cmsfiles/contents/0000661/661832/jourei.pdf>

##### (イ) 認可を受ける際の条件等

「大阪市乳児等通園支援事業認可等要綱」のとおり

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/cmsfiles/contents/0000661/661832/ninnkatouyoukou.pdf>

##### (ウ) 審査基準

「大阪市乳児等通園支援事業の認可に関する審査基準」のとおり

<https://cms3.city.osaka.lg.jp/kanri/seisaku/cmsfiles/contents/0000669/669257/sinnsakijunn.pdf>

##### (エ) その他

こども家庭庁が作成した「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」の内容を踏まえて本事業を実施すること。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/cmsfiles/contents/0000661/661832/tebiki.pdf>

※ 社会福祉法人、特定非営利活動法人が本事業を実施する場合は、定款の変更が必要になる場合がある。

学校法人の場合は、寄付行為への記載の要否について、各所轄庁（文科省、大阪府教育庁私学課）に相談すること

## 7 整備にかかる補助金

(注1) 以下の基準等は令和7年度分であり、令和8年度は変更される場合があります。

(注2) 補助金を使用する場合、工事業者は、本市の入札方法に準じて、大阪市入札参加資格業者より入札で決定する必要があります。

実施設計(※)及び工事契約(※)については、補助金交付決定後の締結となりますので、整備計画については、それを考慮のうえ、策定してください。

※ やむを得ない場合、補助金交付決定前に契約締結が可能な場合があります。  
(詳細は個別相談等で担当者にご確認ください。)

### ○施設整備にかかる補助金の交付対象

事業類型	保育部分	乳児等通園支援事業部分
小規模保育事業所 A 型 又は B 型	○補助金交付対象 【募集 A・B・C 地域のみ】	○補助金交付対象 【地域指定なし】
小規模保育事業 C 型 家庭的保育事業所	×補助金交付対象外	

施設整備に必要な補助金は、応募いただいた案件が国の就学前教育・保育施設整備交付金及び保育対策総合支援事業費補助金のうち、いずれかの対象事業となった際に本市負担分を加算したうえで本市から事業者へ交付します。なお、上記制度の一部については現時点の案であり変更される可能性があるため、以下にお示しする補助金額は保障されたものではありません。

補助を受けて取得又は整備した財産について、一定期間を経過するまでに事業の廃止や整備した個所を取り壊すなどした場合は財産処分(補助金返還)手続きが必要となるので、補助を受けるにあたっては留意してください。

### ○各整備手法に対する補助制度

整備手法	保育部分	乳児等通園支援事業部分
施設建設	(1) 小規模保育事業所整備にかかる補助金 【+(2) 認可外施設からの移行にかかる補助金】	(3) 乳児等通園支援事業の施設建設にかかる補助金
内装改修 (テナントビル等)		(4) 乳児等通園支援事業の内装改修にかかる補助金

#### (1) 小規模保育事業所A型又はB型の創設(保育対策総合支援事業費補助金の例)

既存物件を改修して、小規模保育事業所を設置するにあたり要する費用の一部を補助します。

##### ア 補助対象者

既存建物を改修して小規模保育事業所を設置する場合に資金を必要とする事業者  
(新たに施設を建設する場合も補助対象となります)

##### イ 補助対象経費

小規模保育事業の整備に必要な工事請負費、工事事務費(工事施行のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、実施設計

費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とします。)

なお、現存し、かつ、基準を満たしている設備の交換、機能向上及び美装化等については補助対象外とします。

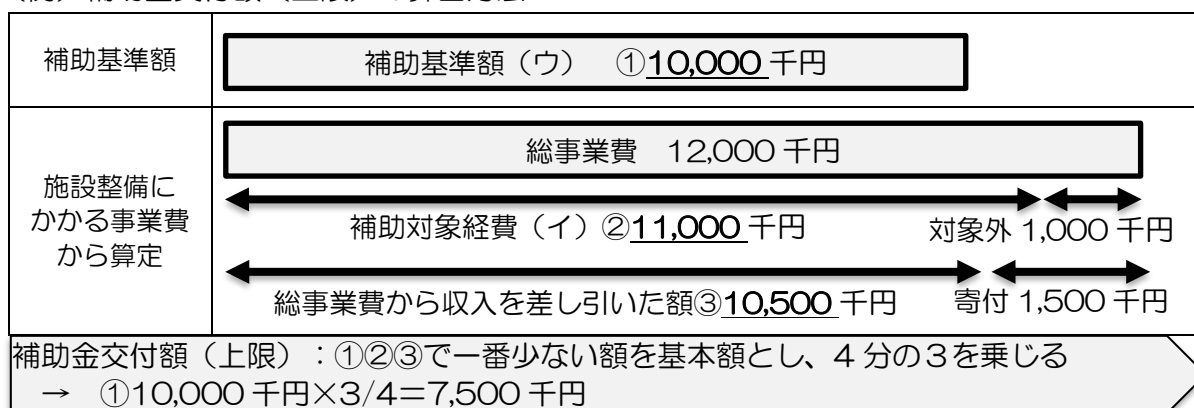
ウ 補助基準額

10,000 千円 (上限)

エ 補助金交付額

「ウの補助基準額」と「イの補助対象経費」と「総事業費から収入を差し引いた額」を比較して少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に4分の3を乗じて得た額(千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)を補助金交付額(上限)とします。

(例) 補助金交付額(上限)の算出方法



(2) 認可外保育施設から小規模保育事業所A型又はB型への移行にかかる補助

新しく小規模保育事業所A型又はB型を整備する場合の補助金については、『(1) 小規模保育事業所A型又はB型の創設(保育対策総合支援事業費補助金の例)』のとおりですが、現行の施設を改修する場合の補助や、移転にかかる補助、認可施設に移行するまでの間の運営費補助については以下に記載するとおりとなります。

	整備補助金	移転費補助金	運営費補助金
現行の施設を改修し、施設整備	イ(ア)認可化移行改修費支援	—	イ(ウ)認可化移行運営費支援
施設を移転し、新施設を整備	上述した(1)の補助	イ(イ)認可化移行移転費支援	

ア 補助対象となる認可外保育施設

(ア) 小規模保育事業所(A・B型)に移行する予定の認可外保育施設(企業主導型保育事業及び居宅訪問型保育事業を目的とする事業者は除く。以下、「当該施設」という。)を大阪市内に設置し、当該施設について、令和7年4月1日以前に開設し、児童福祉法第59条の2に基づく認可外保育施設設置届を提出していること。

なお、令和7年4月1日以前から開設しているものの、令和7年4月1日以降に施設の設置場所を移転していた場合(大阪市内での移動に限る。)も対象とします。

(イ) 当該施設において、1日4時間以上かつ週5日以上教育・保育の実施を内容とする利用契約に基づき当該施設を利用している0~2歳児のこどもの数(児童数)が、令和7年4月から令和7年12月(長期休暇で月に1日も教育・保育の提供を設定していない月がある場合はその月を除く。)までの各月1日時点(令和7年4月

については利用開始日時点) すべてにおいて1人以上いること。

- (ウ) 令和9年4月1日に小規模保育事業所(A・B型)に移行する認可化移行計画を策定すること。認可化移行計画については、施設設備面での課題解決や保育人材確保等を踏まえて策定すること。

## イ 補助内容

### (ア) 認可化移行改修費支援補助

#### 【補助対象経費】

認可保育所または小規模保育事業所(A型・B型)の認可基準を満たすための改修等整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等を行い、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とします。)並びに実施設計費等

なお、現存し、かつ、基準を満たしている設備の交換、機能向上及び美装化等については補助対象外とします。

#### 【補助基準額】

移行先施設	補助基準額(補助金交付額上限)
小規模保育事業所(A型・B型)	10,000千円(7,500千円)

#### 【補助金交付額】

補助金の額は、上記の「補助基準額」と「補助対象経費」と「総事業費から収入を差し引いた額」とを比較していずれか少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に4分の3を乗じて得た額(千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)

(試算例) 調理室やトイレの設備を改修し、認可保育所に移行する場合  
補助基準額10,000千円×3/4=補助金交付額7,500千円(補助上限)

### (イ) 認可化移行移転費支援補助

#### 【補助対象経費】

現行の施設では、立地場所・建物の構造や敷地面積等の制約上、「児童福祉施設設備運営基準」または「家庭的保育事業等設備運営基準」を満たすことができない場合の移転等に必要となる費用

#### 【補助基準額】

1,484千円

#### 【補助金交付額】

補助金の額は、上記の「補助基準額」と「補助対象経費」を比較していずれか少ない方の額とします。

### (ウ) 認可化移行運営費支援補助

認可施設への移行計画を策定した認可外保育施設に対し、認可施設への移行までの間の運営費を補助します。

職員配置について、認可基準において必要とされる有資格者の比率が6割以上である場合に補助

(詳細は個別相談等で担当者にご確認ください。)

## ウ その他

上記(ア)～(ウ)の補助金について、認可化移行計画の期間内に認可施設に移行出来なかった場合に補助金の返還が必要になります。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではありません。

### (3) 乳児等通園支援事業の施設建設にかかる補助金

#### ア 整備にかかる補助

乳児等通園支援事業を実施するうえで、適切な環境を整えるために、必要な経費の一部を補助します。

「保育所創設等の整備にかかる補助」と「乳児等通園支援事業の整備にかかる補助」両方の対象になる場合は、建物のそれぞれの事業の利用実態に応じて按分を行い、按分割合に応じて各補助の対象になります。詳しくは担当者にご確認ください。

#### イ 補助基準額

15,764,000 円

#### ウ 補助金交付額

「補助基準額」と「補助対象経費の3分の2」と「総事業費から収入を差し引いた額の3分の2」とを比較していずれか少ない方の額を交付基本額とし、交付基本額に8分の1を乗じた額を市負担額として加えた額を補助金交付額（上限）とします。

（補助金上限 17,734,000 円）

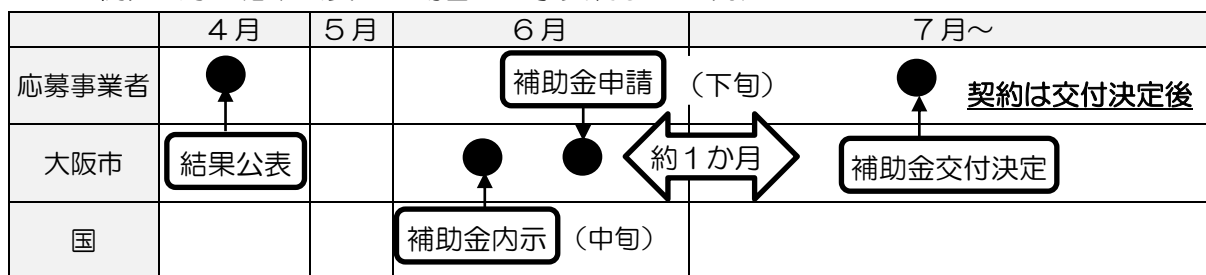
#### エ 補助対象経費

施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費（工事施行のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とします。）及び実施設計費、開設準備に必要な費用及び新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き、礼金を含む。）。ただし、別の補助金等の対象となる費用は除外とします。

なお、次に掲げる費用については対象外とします。

- ・ 調査又は点検に要する費用
- ・ 釘や金具で固定するだけで、外壁・天井など建物と一体的ではない設備  
（例）天井吊・壁掛・床置の空調設備
- ・ 外構工事費
- ・ 土地の買収又は整地に関する費用
- ・ 既存建物の買収に係る費用
- ・ 職員の宿舍に要する費用
- ・ 解体撤去・仮施設整備工事に係る工事事務費及び実施設計費
- ・ 国庫補助の事前協議において適当と認められない費用
- ・ その他施設整備費として適当と認められない費用

例) 4月に結果公表した場合の工事契約までの流れ



(4) 乳児等通園支援事業の施設改修にかかる補助金

乳児等通園支援事業を実施するうえで、適切な環境を整えるために、必要な経費の一部を補助します。

ア 補助対象者

実施主体は問いません。

イ 補助対象となる経費

乳児等通園支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費。ただし、補助対象となるのは、乳児等通園支援事業実施施設の新規開設にあたり実施要綱で必要とされるもの、関係法令で適合が求められるもの又は実施要綱で定められていないが事業を実施する上で本市が必要と認めるもの（乳児等通園支援事業と関係性があり、乳児等通園支援事業実施施設を運営する上で日常的に使用すると考えられる設備であること。）とし、現存しかつ基準を満たしている設備の交換、機能向上及び美装化等については、補助対象としません。

ウ 補助基準額

補助対象となる経費のうち事業実施者が実際に支払う又は支払った経費とし、上限は下記のとおりとします。

- ①賃貸物件を利用して事業を実施する場合の礼金、賃借料(開設前月分) 600,000 円
- ②環境整備にかかる改修費等 4,527,000 円

エ 補助金交付額

補助金交付額は、「(イ) 補助対象となる経費」と「(ウ) 補助基準額」を比較していずれか少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に4分の3を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とします。

例) 補助対象となる経費①と②いずれも申請する場合であって、整備にあたり補助基準額以上の経費を支出する場合

- ①  $600,000 \text{ 円} \times 3/4 = 450,000 \text{ 円}$
- ②  $4,527,000 \text{ 円} \times 3/4 = 3,395,000 \text{ 円}$
- ③  $450,000 \text{ 円} + 3,395,000 \text{ 円} = 3,845,000 \text{ 円}$  (補助金交付額)

## 8 応募手続き

### (1) 募集要項の配布

#### ア 配布期間

令和7年12月24日(水)から令和8年8月20日(木)まで

午前9時から午後5時30分まで

(土曜日・日曜日・祝日及び年末年始等市役所閉庁日は除く)

#### イ 配布場所

大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課(環境整備グループ)

大阪市北区中之島1丁目3番20号 地下1階北側

※ 募集要項は大阪市こども青少年局ホームページよりダウンロードできます。

○募集要項 <https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000666928.html>

○様式 <https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000668600.html>

### (2) 応募相談について

#### 【応募相談の申込みについて(予約制)】

応募相談は、前日までに必ず電話で予約をしていただき、相談内容、人数、日時などをお伝えください。なお、応募予定事業者へ確認する内容もありますので、コンサルタントの方のみでの来庁はご遠慮ください。

予約状況により、希望の日時に対応ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### 【応募相談期間】

応募期間ごとに相談を受け付けます。なお、本募集要項全般に関する相談は随時受け付けます。

応募期間1	令和7年12月24日(水)から令和8年2月16日(月)まで
応募期間2	令和8年2月26日(木)から令和8年4月16日(木)まで
応募期間3	令和8年4月30日(木)から令和8年6月18日(木)まで
応募期間4	令和8年7月2日(木)から令和8年8月20日(木)まで

①午前10時 ②午前11時 ③午後2時 ④午後3時 ⑤午後4時 の5区分で各1時間程度(土曜日・日曜日・祝日及び年末年始等市役所閉庁日は除く)

#### 【相談できる内容】

- 事業所開設予定地の場所の確認
- 条例等の基準を満たす施設であるか否かの確認
- 保育制度の内容説明
- 応募可能な事業者であるか否かの確認
- 提出書類に関すること

#### 【相談お問い合わせ先・応募相談場所】

大阪市北区中之島1丁目3番20号 地下1階北側

大阪市役所 こども青少年局幼保施策部幼保企画課(環境整備グループ)

電話 06-6208-8109

(3) 応募にかかる事前登録

ア 事前登録

応募する場合は所定の用紙（申込用紙）に必要事項を記載し、添付書類を添えて事前登録を行ってください。なお、事前登録を行っていない応募予定事業者及び案件は、受付期間内に応募書類を持参しても受付をいたしません。

※事前登録前に、原則1回は応募相談を行ってください。

イ 事前登録受付期間

応募期間1	令和7年12月24日（水）から令和8年2月2日（月）まで
応募期間2	令和8年2月26日（木）から令和8年4月2日（木）まで
応募期間3	令和8年4月30日（木）から令和8年6月4日（木）まで
応募期間4	令和8年7月2日（木）から令和8年8月6日（木）まで

午前9時から正午まで、及び午後1時30分から午後5時30分まで  
（土曜日・日曜日・祝日及び年末年始等市役所閉庁日は除く）

事前登録の書類は原則持参としますが、送付による場合は簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）に限ることとし、事前登録期間最終日午後5時30分までに必着とします。

ウ 受付場所

上記『(2) 応募相談について 【相談お問合せ先・応募相談場所】』と同じ

エ 事前登録書類（1部）

※ ★印のあるものは応募書類でコピーの提出が必要になります。

(ア) 事前登録申込書 様式第1号

(イ) 応募事業者確認書類（※いずれも原本かつ発行後3か月以内のものが必要）

A 応募事業者が法人の場合

- ・★法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・★印鑑登録証明書

B 応募事業者が個人の場合

- ・★住民票の写し（原本が必要）
- ・★印鑑登録証明書

(ウ) ★誓約書（様式第2号）

(エ) ★応募物件の登記事項証明書（全部事項証明書）

（土地に建設する場合は土地分及び公図、賃貸物件を改修する場合は建物分が必要）

(オ) ★事前登録チェック表（様式第3号）

(カ) 整備工事スケジュール表（様式については任意）

工事入札、工事契約、工事着工、事業開始時期等が記載されたもの。

※ \_\_ 線の証明書等は全て原本かつ発行後3か月以内のものを添付してください。

※ 複数申込みの場合、案件ごとに提出が必要ですが、（イ）は共通で可とします。

(キ) ★検査済証等

提出に必要な書類は下表をご参照ください。

検査済証の有無	建築確認通知日	必要提出書類	備考
有 (紛失した場合を含む)	昭和 56 年 6 月 1 日以降	検査済証の写し	★建築基準法第 7 条第 5 項 又は第 7 条の 2 第 5 項による 検査済証 ★検査済証を紛失した場合は <a href="#">台帳記載事項証明</a> が必要
	昭和 56 年 5 月 31 日 以前	検査済証の写し及び <u>耐震診断結果等新耐震基準での 耐震性が証明できるもの</u>	
無 (完了検査を受けていない)	★ 通知日は 問わない	① <u>建築基準法適合状況調査に よる調査書</u>	★ <u>耐震診断結果等新耐震基 準での耐震性が証明できる もの及び①～③のいずれか が必要。</u> ★特定行政庁へ照会し、場 合によっては不適格になる ことがあります。
		② 200 m 超の用途変更は既存 状況報告書 (写)	
		③ 建築基準法第 12 条第 1 項 に基づく建築物定期調査結 果書	

※ 耐震基準を満たしていない場合は、認可を受けるまでに改修し、耐震基準を確保することを条件に応募可とします。その場合は、改修後に耐震診断結果等耐震性が証明できるものの提出が必要となります。

(4) 応募書類の受付期間

応募期間 1	令和 7 年 12 月 24 日 (水) から令和 8 年 2 月 16 日 (月) まで
応募期間 2	令和 8 年 2 月 26 日 (木) から令和 8 年 4 月 16 日 (木) まで
応募期間 3	令和 8 年 4 月 30 日 (木) から令和 8 年 6 月 18 日 (木) まで
応募期間 4	令和 8 年 7 月 2 日 (木) から令和 8 年 8 月 20 日 (木) まで

午前 9 時から正午まで、及び午後 1 時 30 分から午後 5 時 30 分まで  
(ただし、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始等市役所閉庁日は除く)

※ 応募書類の提出は持参のみとし、郵送等による受け付けは行いません。なお、書類の提出時に提出書類が揃っているか確認を行います。確認に時間を要する場合がありますので、必ず事前に連絡をお願いします。また、提出書類に不足等がある場合は、受付できません。

※ 受付期間中の書類差替えは可能としますが、受付期間終了後は、本市から指示をした事項を除き、原則、書類差替え等を行えません。

※ 受付期間終了間際の相談及び応募受付は、混雑が予想されますので、あらかじめ時間に余裕をもってお越しください。

(5) 応募書類提出にかかる留意事項

- ▶ 応募書類は、**正本1部及び副本(写し)5部の計6部**とします。
- ▶ 提出書類一覧表(チェック表)等を参照のうえ、必要書類を提出してください。
- ▶ 応募書類については「提出書類一覧表(チェック表)」の項目番号ごとにインデックスを付け、**それぞれの項目番号ごとにページ番号(1-1・1-2、2-1・2-2等)を付記したうえで、1部ずつA4ファイルに穴をあけて綴じてください。**リングファイルやクリアブックリフィル(ポケット)等での提出は不可とします。
- ▶ 応募書類の表紙及び背表紙には、正本・副本の表記、事業者名、募集番号、行政区を明記するようにしてください。
- ▶ 応募書類の詳細については、提出書類一覧表(チェック表)にて確認し、提出前にチェックを行ってください。なお、提出書類一覧表(チェック表)は、提出時のチェック作業にも使用しますので、応募書類(正本・副本)それぞれの巻頭に綴じてください。

**※ 副本については応募書類提出期間中に本市が確認した正本を複写し、次の副本提出期日までに提出してください。**

応募期間1	令和8年2月24日(火)まで
応募期間2	令和8年4月23日(木)まで
応募期間3	令和8年6月25日(木)まで
応募期間4	令和8年8月27日(木)まで

**(注) 当募集要項に沿って応募書類が作成されていない、提出された応募書類に不備・欠落がある場合などにおいては、書類の受理をお断りさせていただきます。応募書類については正本、副本ともに必ず内容を確認のうえ、提出してください。**

- 提出した応募書類の内容変更及び追加書類の提出は、受付期間終了後は認めません。ただし、本市から資料追加要求があった場合はこの限りではありません。
- 応募書類は、様式の定めがある場合を除き、原則として、日本語、A4縦型(図面も含めて)、横書きで作成すること。(A4サイズで読みにくい又は字が小さすぎて読めない場合は、A3サイズとし、片袖折りで作成してください。)両面印刷での提出も可能です。
- パイプ式ファイル、フラットファイル(背表紙伸縮式含)に綴じて提出してください。
- クリアブックリフィル、Z式ファイル、リングファイルは使用しないでください。
- 応募書類は返却しません。
- 応募提案については、選定終了後など必要に応じ、その内容を公表する場合があります。ただし、応募者の正当な利益を害するものについては、非公開とします。
- 提出書類の中に、保護者や児童の氏名など応募に直接関係のない個人情報が含まれる場合は、黒塗りするなど個人情報の取り扱いに留意してください。
- ヒアリング時に応募書類の内容に基づいて質問を行う場合がありますので、応募事業者も控えを取り、ヒアリング時に持参するようにしてください。

## 9 設置・運営予定者の選定

### (1) 設置・運営予定者の選定について

- ア 設置・運営予定者の審査は、外部有識者で構成する審査会により行います。
- イ 応募事業者については、応募書類及びヒアリングにより総合的に審査を行います。
- ウ 審査は、審査基準に基づき行います。
- エ 設置・運営予定者は審査会の審査結果を踏まえ、大阪市が決定します。

### (2) 審査会及び審査方法について

#### ア ヒアリングについて

審査会は募集地域ごとに行います。

審査会におけるヒアリングは、応募事業者の代表者（又は、事業責任者）及び事業所の施設長（管理者）予定者の出席が必要となります。

また、乳児等通園支援事業を同時に実施する場合は、上記に加え乳児等通園支援事業の管理者の出席も必要となります。

なお、ヒアリングの出席可能人数は以下のとおりです。ただし、出席できるのは、経営者、従業員及び採用予定者に限ります。

地域型保育事業のみ：4名まで	乳児等通園支援事業を実施の場合：6名まで
----------------	----------------------

#### イ 審査会の日程について

募集期間ごとに下記の期間中に実施します。

応募申請後、日程が確定次第、応募事業者の代表者宛て通知します。

なお、ヒアリングに出席できない場合は、審査対象から除外しますので、あらかじめご了承ください。

審査会におけるヒアリング日程につきましては、応募事業者の代表者宛て郵送にて通知します。

応募期間1	令和8年3月下旬から令和8年4月上旬まで
応募期間2	令和8年5月下旬から令和8年6月中旬まで
応募期間3	令和8年7月中旬から令和8年8月上旬まで
応募期間4	令和8年9月下旬から令和8年10月中旬まで

応募書類受付期間終了後3週間を経過しても通知が届かない場合は次のお問い合わせ先へご確認ください。

#### 【お問い合わせ先】

大阪市北区中之島1丁目3番20号 地下1階北側 大阪市役所 こども青少年局幼保施策部幼保企画課（認可給付グループ） 電話 06-6208-8018
---

#### ウ 審査の対象について

審査会においては、「事業者の状況」、「事業計画」、「整備計画」について評価を行い、各項目において50%以上を獲得し、かつ、全体で60%以上を獲得した事業者を予定者選考の対象とします。

## エ 選定について

- (ア) 補助金による整備事業は、適格性を有し、かつ補助金整備を希望した上位事業者から順に選定します。
- (イ) 自主財源による整備事業は、順位を問わず適格性を有している事業者を選定します。
- (ウ) 併用選択制で応募し、適格性を有すると判断されたが、選定審査において2位以下（1か所募集）や3位以下（2か所募集）の場合には、原則として補助金による整備ではなく自主財源による整備として選定されることとなります。
- (エ) 補助金による整備を行う応募において競合した場合については、各募集地域においてA地域7点、B地域4点の地域加点を設けます。
- (オ) 補助金による整備を行う応募において競合した場合については、待機児童解消に向けより多くの定員での整備を行うため、19名定員を基本とし、応募定員に応じ、次の区分により減点します。

応募定員	19人	18人	17人	16人	15～ 14人	13～ 12人	11～ 6人
減点	—	1点	2点	3点	4点	5点	7点

- (カ) 審査会の結果を受け、順位付けを行い、募集数に応じて上位の事業者から設置・運営予定者として選定します。(エ)、(オ)については同一募集番号における順位付けに反映されることとなります。

(3) 主な審査項目

※ 審査項目の詳細は、大阪市ホームページ「[令和8年度 保育施設等設置・運営事業者募集における審査項目（概要・詳細）](#)」にて公開しています。資料作成及び審査会前には必ず内容を確認してください。

ア 地域型保育事業の審査項目（乳児等通園支援事業を同時に実施しない場合）

	審査内容（概要）	配点
事業者 現況	①事業者の運営理念・保育方針について ②事業者の役員構成・法人事業部等の組織体制等について ③代表者・事業責任者について ④監査指摘の事後対応について ⑤良好な運営確保についての方法及び考え方について ⑥財政基盤・財務状況について ⑦規程整備について	30点 程度
事業計画	①施設運営にかかる収支予算計画について ②施設の運営方針について ③施設長予定者及びその運用方法について ④職員配置計画について ⑤職員研修・人材育成に関する考えについて ⑥教育・保育に関する全体的な計画等について ⑦給食について ⑧通常時及び災害時非常時の安全管理について ⑨こどもの虐待防止の取組について ⑩配慮を要するこども・家庭支援が必要な保護者への取組について ⑪苦情処理の取組について ⑫連携施設の確保について	50点 程度
整備計画	①施設整備にかかる資金計画について ②認可基準に関わる設備について ③認可基準外の設備等について ④屋外遊戯場について	20点 程度
合計		100 点

※ 上記表の各項目において配点の50%以上の点を獲得し、合計で60%以上（60点以上）を獲得した事業者を地域型保育事業の設置・運営予定者の選考の対象とします

イ 地域型保育事業と乳児等通園支援事業を同時に応募する場合の審査項目

項目	審査内容（概要）	配点
事業者 現況	①事業者の運営理念・保育方針について ②事業者の役員構成・法人事業部等の組織体制等について ③代表者・事業責任者について ④監査指摘の事後対応について ⑤良好な運営確保についての方法及び考え方について ⑥財政基盤・財務状況について ⑦規程整備について	30点 程度
事業計画 (地域型 保育事業)	①施設運営にかかる収支予算計画について ②施設の運営方針について ③施設長予定者及びその運用方法について ④職員配置計画について ⑤職員研修・人材育成に関する考えについて ⑥教育・保育に関する全体的な計画等について ⑦給食について ⑧通常時及び災害時非常時の安全管理について ⑨こどもの虐待防止の取組について ⑩配慮を要するこども・家庭支援が必要な保護者への取組について ⑪苦情処理の取組について	50点 程度
事業計画 (乳児等通園 支援事業)	①施設運営にかかる収支予算計画について ②管理者（予定者）及びその運用方法について ③職員配置計画について ④教育・保育に関する全体的な計画等について ⑤給食について ⑥通常時及び災害等非常時の安全管理について	25点 程度
整備計画 (地域型 保育事業・乳児 等通園支援事業)	①施設整備にかかる資金計画について ②認可基準に関わる設備について ③認可基準外の設備等について ④屋外遊戯場について	20点 程度
合計		125点

※ 上記表の各項目において配点の50%以上の点を獲得し、合計で60%以上（75点以上）を獲得した事業者を地域型保育事業の設置・運営予定者の選考の対象とします

## 10 応募費用

応募にかかる一切の費用については、応募事業者の負担とします。

## 11 設置・運営予定者選定までのスケジュール（応募期間1～4）

### 【応募期間1】

内 容	日 程
応募相談期間	令和7年12月24日（水）～令和8年2月16日（月）
事前登録受付期間	令和7年12月24日（水）～令和8年2月2日（月）
応募書類（正本）受付期間	令和7年12月24日（水）～令和8年2月16日（月）
応募書類（副本）受付期限	令和8年2月24日（火）
審査会開催期間	令和8年3月下旬～令和8年4月上旬
審査結果の公表	令和8年4月下旬

### 【応募期間2】

内 容	日 程
応募相談期間	令和8年2月26日（木）～令和8年4月16日（木）
事前登録受付期間	令和8年2月26日（木）～令和8年4月2日（木）
応募書類（正本）受付期間	令和8年2月26日（木）～令和8年4月16日（木）
応募書類（副本）受付期限	令和8年4月23日（木）
審査会開催期間	令和8年5月下旬～令和8年6月中旬
審査結果の公表	令和8年7月上旬

### 【応募期間3】

内 容	日 程
応募相談期間	令和8年4月30日（木）～令和8年6月18日（木）
事前登録受付期間	令和8年4月30日（木）～令和8年6月4日（木）
応募書類（正本）受付期間	令和8年4月30日（木）～令和8年6月18日（木）
応募書類（副本）受付期限	令和8年6月25日（木）
審査会開催期間	令和8年7月中旬～令和8年8月上旬
審査結果の公表	令和8年9月上旬

### 【応募期間4】

内 容	日 程
応募相談期間	令和8年7月2日（木）～令和8年8月20日（木）
事前登録受付期間	令和8年7月2日（木）～令和8年8月6日（木）
応募書類（正本）受付期間	令和8年7月2日（木）～令和8年8月20日（木）
応募書類（副本）受付期限	令和8年8月27日（木）
審査会開催期間	令和8年9月下旬～令和8年10月中旬
審査結果の公表	令和8年11月上旬

## 12 設置・運営予定者の選定結果

選定結果及び委員講評の内容は、応募事業者に通知します。また、選定された事業者の名称、設置予定場所及び委員講評の内容等は、大阪市ホームページ上で公表します。

## 13 設置・運営予定者決定後の手続き

設置・運営予定者は、保育所を開設するため、認可・確認を受ける必要があります。

乳児等通園支援事業の実施を同時応募した場合は、その事業の認可・確認も受ける必要があります。

## 14 その他

(1) 建築基準法等の関係法令、通知などを遵守し、多様化する保育ニーズへの柔軟かつ迅速な対応が可能な施設を整備し、大阪市の選定を受けた設置・運営予定者（以下「選定事業者」という）となった事業者自らが運営すること。

(2) 選定事業者は、事業所の整備にあたり、近隣への日照・騒音等の環境面に配慮するとともに、選定事業者の責任において誠意をもって対応すること。

また、事業所の整備と運営を円滑に行うためには、近隣住民等の理解と協力が不可欠であり、事前に丁寧な説明を行うとともに近隣住民からの要望等については、選定事業者の責任において、誠意をもって対応すること。

(3) 避難確保計画の作成について

近年、全国各地で豪雨災害が多発しており、平成 29 年6月に水防法が改正されました。河川氾濫等の浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設【保育所、認定こども園、地域型保育事業等を含む】では、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務化されています。

※ 避難確保計画の作成提出は開設前に行う必要があります。詳細は大阪市ホームページの以下のページをご参照ください。

参考ページ：

「水防法改正に伴う要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」

URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000409706.html>



令和8年7月発行（令和8年6月一部更新）

大阪市こども青少年局幼保施策部

幼保企画課（環境整備グループ）作成

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

TEL 06-6208-8109

FAX 06-6202-9050